

堺市議会会議規則の一部を改正する規則

堺市議会会議規則（昭和54年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

- 第1章 総則（第1条―第12条）
- 第2章 議案及び動議（第13条―第18条）
- 第3章 議事日程（第19条―第21条）
- 第4章 選挙（第22条―第30条）
- 第5章 議事（第31条―第44条）
- 第6章 発言（第45条―第59条）
- 第7章 委員会（第60条―第73条）
- 第8章 表決（第74条―第84条）
- 第9章 請願（第85条―第90条）
- 第10章 公聴会及び参考人（第91条―第97条）
- 第11章 秘密会（第98条・第99条）
- 第12章 辞職及び資格の決定（第100条―第103条）
- 第13章 規律（第104条―第112条）
- 第14章 懲罰（第113条―第119条）
- 第15章 会議録（第120条―第123条）
- 第16章 議員の派遣（第124条）
- 第17章 補則（第125条）

附則

第6条中「すべて」を「全て」に改める。

第8条第1項中「繰上」を「繰り上げ、」に改める。

第28条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改める。

第34条第1項中「第88条」を「第87条」に、「聞き」を「聴き」に改める。

第35条中「第74条」を「第73条」に改める。

第36条第2項中「第73条」を「第72条」に改める。

第45条第1項、第47条第1項及び第50条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第51条を削り、第52条を第51条とし、第53条から第58条までを1条ずつ繰り上げる。

第59条中「第51条（質疑の回数）及び第55条」を「第54条」に改め、同条を第58条とし、第60条を第59条とする。

第7章中第61条を第60条とし、第62条及び第63条を1条ずつ繰り上げる。

第64条第1項中「聞く」を「聴く」に改め、同条を第63条とし、第65条から第69条までを1条ずつ繰り上げる。

第70条第2項中「法第109条の2第4項」を「法第109条第3項」に改め、同条を第69条とし、第71条から第74条までを1条ずつ繰り上げる。

第8章中第75条を第74条とし、第76条から第84条までを1条ずつ繰り上げる。

第85条第3項中「すべて」を「全て」に改め、同条を第84条とする。

第9章中第86条を第85条とし、第87条から第91条までを1条ずつ繰り上げる。

第16章中第119条を第125条とし、同章を第17章とする。

第15章中第118条を第124条とし、同章を第16章とする。

第14章中第117条を第123条とする。

第116条中「第60条」を「第59条」とし、第14章中同条を第122条とする。

第14章中第115条を第121条とし、第114条を第120条とし、同章を第15章とする。

第13章中第113条を第119条とし、第108条から第112条までを6条ずつ繰り下げる。

第107条中「第93条」を「第99条」に改め、第13章中同条を第113条とし、同章を第14章とする。

第106条中「すべて」を「全て」に改め、第12章中同条を第112条とする。

第12章中第105条を第111条とし、第98条から第104条までを6条ずつ繰り下げ、同章を第13章とする。

第11章中第97条を第103条とし、第94条から第96条までを6条ずつ繰り下げ、同章を第12章とする。

第10章中第93条を第99条とし、第92条を第98条とし、同章を第11章とする。

第9章の次に次の1章を加える。

第10章 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第91条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第92条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第93条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者(以下「意見申出者」という。)及びその他の者の中から、議会において定め、本人にその旨を通知する。

2 意見申出者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第94条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第95条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第96条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第97条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第70条第2項の改正規定中「法第109条の2第4項」を「法第109条第3項」に改める部分は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。